

水戸家庭裁判所委員会（第38回）議事概要

- 1 開催日時 令和4年6月23日（木）午後3時から午後4時45分まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（委員）

有馬直美、大瀧真砂子、大谷恭久、大津辰夫、長田佳世、小沼賢次、神谷雄一郎、小林正典、五來雄二、正保春彦、住友隆行、幅昌子、原道子、森田冴子、渡辺勝（五十音順 敬称略）

（事務局等）

首席家庭裁判所調査官 中儀昌宏、首席書記官 江寄円、次席書記官 茅根豊、主任書記官 宮川英之、事務局長 田中美香、事務局次長 岩崎潤一郎、総務課長 佐藤和恵

4 議事（本日のテーマ「家事調停の未来」）

(1) 水戸家庭裁判所委員会（第37回）のフィードバック

(2) 裁判所からの説明

数値から見た調停を取り巻く現状について説明が行われた。

(3) 質疑応答・意見交換

別紙のとおり

(別紙)

《テーマに関する質疑応答・意見交換の概要》

(ウェブサイト掲載時：■委員長、○委員、△裁判所側の説明者)

■ ここまで、数値から見た調停を取り巻く現状からはじまり、水戸家裁における家事調停運営の改革、未来の家事調停などについて説明をさせていただきました。ここからは、先ほど御説明いたしました内容を踏まえまして、家事調停の10年後の姿としてどのようなものを期待するか、そのためにいま取り組むべき課題にはどのようなものがあるかについて御意見を頂戴したいと思います。

まず、未来像について、こうなったらいいなというお話を進めさせていただきます。はじめに、国、地方公共団体との連携について書かせていただきました。2～3年前に家事事件を担当することになった際に感じたことがあります。担当事件の一つに離婚調停がありましたが、離婚が成立すると、一方の方が新しい戸籍を作ることになります。新しい戸籍を作った方が、元の夫婦の戸籍に残った子どもの戸籍を、親権者である自分の新しい戸籍に入れたい場合、「子の氏の変更許可」を家庭裁判所から得なければなりません。そのような手順を踏まれる方が多くいらっしゃいますが、調停が始まる前から、調停が終わった後までも、市役所と裁判所に行き、ときには小さなお子さんを連れて、どのような天候でも、何度も通われています。さらに、書類のコピーが必要だったり、収入印紙や郵便切手等を裁判所の外に買いに行ったりと、本当に大変そうだなと思っておりました。そのような経験から、市町村の窓口と家庭裁判所の窓口がつながって、1回で手続が終わるようになれば良いのではと思いました。日常生活では、例えば通販であるとか、何かの予約を取るにしても、様々なことがとても簡単にできるようになっているのに、裁判所の手続は変わっていないなど

思っています。裁判所が国や地方公共団体と連携して、自治体の法律相談から始まって、必要書類の取得、裁判所への申立て、調停、調停後の手続、そういったものがもっと簡潔にできればいいと思います。そこで、国、地方公共団体との連携と書かせていただきました。

政治の世界では特に養育費の不払問題が強く言われていて、不払解消等に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究がされているとのことです。実効性の高い法的支援と紛争解決支援の在り方等について分析を行うため、地方自治体と国が連携した、モデル事業等の実証的な調査研究に一部の地方自治体が協力をしています。地方自治体の窓口に来訪し、養育費の取り決め等を求める者に対して、家庭裁判所がオンラインによる手続案内を行うというような、地方自治体と裁判所の手続案内を連動することを実験的に始めているという情報があります。この取組が進んで行けば、養育費の不払などで市役所等に相談に行ったときに、裁判所の調停まで話が結び付いて、その場で家庭裁判所の職員から調停の説明を受け、必要書類を聞き、そのまま市役所等の窓口で必要書類を手に入れることができるようになります。国と地方公共団体の連携が進んで、養育費の手続だけに留まらずに、あちこち回って案内を聞いたり書類を揃えたりする負担が減るといいなと思います。

では、実際に社会で様々な活動をされている皆さんに、こういうところも変わったらいいなということをお話しただけたらと思います。まず裁判所との手続が頻繁にあるであろう弁護士の〇〇委員をお願いします。

- 裁判所は官公庁ということもあり、どうしても時間や場所に縛りがあると思います。先ほどのウェブ会議での兼ね合いでも出てきましたが、オンラインでつながることで、時間と場所に縛られずに、柔軟に対応ができるようになると思います。

最初議案をいただいたときに、「10年後を目途に」ということで、10年後では遅いのではないかと思ったところがあります。世間はどんどん進化していくと思うので、新しいものに対応するスピード感として、できるものから早く対応しようとしていくことが大事だと思います。

■ では、〇〇委員お願いします。

○ あまり先の話ではないですが、こうなったらいいなという話として、地裁では郵券の電子納付ができますが、家裁と簡裁ではできないというのが、なぜなのかなと思っています。家裁と簡裁も早く電子納付ができるようになったらいいなと思っています。

また、面会交流の実施についてですが、民間のNPOを利用すると、費用が毎度かかってしまうし、茨城にはあまりそのような団体がありません。しかし、弁護士が全てやるのは難しいところがあるので、国や地方公共団体でそのような制度ができて、利用できるといいのかなということを思っています。

■ ありがとうございます。では、調停委員をされている、〇〇委員お願いします。

○ 〇〇委員がおっしゃった面会交流の件では、明石市では、自治体が面会交流の支援などされているので、そのように自治体と連携し合いながらできたらいいなとも思っています。

また、例えば、韓国ではずいぶん前に家族法の改正があったと聞いています。子どもの養育者、養育費、面会交流等をきちんと決めて、日本でいう家裁に協議書を提出しないと協議離婚が成立しないとのこと。その

為に、離婚の申請から3か月間は熟慮期間を設けて、その間に家庭裁判所調査官のような方が親学習プログラム等をなさると聞きます。日本でもそのようになれば、養育費の不払や面会交流等の紛争も少しは避けられるのではないかと思います。裁判所で扱う離婚件数は減っていますが、日本は協議離婚が9割とされるため、養育費等のことが決まらずに協議離婚をしてしまって、後で紛争を抱えて裁判所に来られる方が多いです。そのようなことが解決できればいいと思っています。

■ ○○委員いかがですか。

○ 家事調停というと、検察庁の日常業務とはあまり接点がないと思いますが、手続のデジタル化が進むことによってだいぶ解消される部分もあると思っています。刑事裁判のデジタル化についても現在検討、法案化が進んでいるところですが、令和5年には家事事件のデジタル化に関する法案が提出されるとのことで、そうしてデジタル化を進めていき、出来上がった法案の中で、より良い運用を見出して行くことになるのかなと思います。

■ ありがとうございます。こうなったらいいなという点に関しまして、どうか御意見ございますか。

○ 私に関わり合いのある性暴力被害のことで言うと、あちこちに行かずに済むように、制度的に連携ができるようなワンストップセンターというものが、段々と整備されつつあります。また、親族が亡くなったときを考えると、昔はあちこち行かされましたが、数年前には、市役所の窓口で「亡くなりました」と言うと様々な人がそこに来てくれて、私と家族は座ったままで様々な手続ができました。段々とそのように変わっていく

のだろうと思っております。

10年後の未来ということに関して言うと、少子化はものすごく進むと思います。茨城県は、数年前までは毎年2万人の赤ちゃんが産まれていました。しかし、去年は1万6千人で、4年かけて4千人減りました。つまり、毎年1000人の赤ちゃんが減っていることになります。10年後となると、少し前の人数の半分以下になるのではないかと思います。そういう超高齢化社会の中でも虐待が増えたりとか、困っているけれども助けを求められない家庭環境だったりとか、または外国人の方だったりとか、そういう方も増えています。ですから、公助をもっと考えていく必要があります、市町村を中心に裁判所にも入っていただいて、先ほど言ったワンストップセンターのような、地域で包括して支援するシステムが増えるといいなと思います。一人ひとりの子どもを中心として、必要な手続きを教えてくれるような、少しおせっかいなおばさんのような存在が増えればいいなと思います。

■ ありがとうございます。〇〇委員いかがですか。

○ 今の話を聞いて、我々も調停をやっている、この書類を取ってきてくださいと言って、何度かそうしていると、その間に心が折れてしまう当事者がいることは痛感しているところです。そこで、先ほどお話があったように、ワンストップですぐに手続きができるというのはいいと思います。裁判所は数が限られているので、市役所が一番利用しやすいかと思いますが、そこに行けばある程度手続きができて、証明書も取れるようにしたら、また調停を利用してみようという人も多くなってくれるのかなと、とても強く感じています。アクセスのしやすさ、手続きの利便性というのはとても大事だと感じているところです。

■ 以前、本庁の調停委員と、テーマを決めてお昼時に懇談をしまして、テーマの一つに、今日と同じ「家事調停の未来」がありました。その中でも、10年後ではなく、今現在の話として、例えば今は、コピーを取るだけでも家裁の建物の外に行かなければならないことについて、どうにかならないかという声がありました。そのことについて、私だけではどうにもできないので、1、2、3年先ではなくもう少し先にしましょうとお話しさせていただきました。しかし、このように、一人ひとりの職員としてはどうしようもなく、ごめんなさいとしか言えないようなことでも、当事者からすれば、なぜ裁判所は何十年も前の社会のようなのかと思っているところがあるのではないかと思います。その点を皆さんにお伺いすると、やはりそのようで、そここのところを何とかしなければと思っています。郵券の電子納付の関係でいうと、実は職員も〇〇委員と同じように思っていて、何とかしてほしいということは内部では申し上げているところです。これは、このデジタル化の流れの中で変わるのではと期待しているところでございます。

では、次の話題に参りたいと思います。こんな内容の紛争を解決する方法が成熟するといいなということについて御意見を伺いたいと思います。これについては、少し説明のお時間を頂きます。

私が家庭裁判所に配置されたのは20年以上前ですけれども、当時は養育費の請求はたまにしかなくて、調停で合意するときには、なぜか皆さん3万円で合意するのを不思議に思っていました。合意に至らない場合には、家庭裁判所調査官が、複雑な算定式を何通りも計算して、出てきた数字を総合考慮して、養育費についての審判を書くというようなものでした。それからしばらくしてから、算定表というものが公開されて、それが今では根付いています。裁判所はそのように、社会にある様々なニーズに対して、

それをすくい上げ、成熟させて、いつか結晶とし、結晶となるものを外に出すことによって、裁判所に来なくても、それが基準として機能するということがあり、それは家裁だけに限らず、交通事故等でもそうだと思います。

また、初めて家庭裁判所に配属されたころは、面会交流の調停などは1件もなかったのではないかと思います。十数年前に宇都宮地裁に配属しつつ家裁のお手伝いをしたときに聞いたのは、面会交流をお手伝いするとある組織が東京の都心にあるが、北関東では宇都宮にしかないということでした。しかし、ごく最近目にした、面会交流をお手伝いする組織の一覧が紙1枚にびっしり書いてあるのを見たときに、やはり世の中にあるニーズを拾い上げ、それを成熟させて、民間も含めて国全体の制度として解決に向けてやっていくためには、まず家庭裁判所の調停の門戸を叩く人達のパワーも重要なのかなと思っています。そう思うと、これから先、今はあまり家庭裁判所の役割だと認識されていないことでも、10年後には、家庭裁判所で解決できるようになっているのではないかとということで、権利として成熟するには10年から20年くらいかかるかなということで、今回10年という期間を設定してみました。

十数年前に、そのときに私はまだ陪席で、部総括に言われたのですが、婚姻届を出すことの意味は何かと言われました。婚姻届を出すと、家庭裁判所で円満調整と関係解消（離婚）の調整というように、手続が二つあります。しかし、男女関係には解消手続はあっても、男女関係円満というのは事件類型としてない。そこが違いであり、婚姻届を出すことの差はそこしかないと言われたのです。婚姻届を出すことについての社会的な意味はともかく、法的な意味としては、男女関係を国に守ってもらうことのみなのだとそのときに教わったのです。ところが、水戸家裁に来て、夫婦関係調整調停の申立書を見たところ、内縁関係でも円満と解消の両方あった

のです。申立書のパターンは全国同じだと思いますから、今では、男女関係を円満にすることまで調停で扱うようになったのだと思います。昔は、少数ながら男女関係円満という考え方があり得るというのは聞いたのですが、あるという考え方の方が多数になったのかなと思います。少なくとも入口で排斥しない、婚姻届を出していなくても、円満になりたいときに家事調停で調整するということがあるのだと一つは感心をしました。もう一つは私が初めて家裁の事件をやったときにあった円満の申立ては今ほとんどないなと思っています。その間何があったのかわからないですが、円満調停を申し立てる方には、おそらく本気で円満になりたいという人と、戦術的に円満の申立てをする人のほかに、配偶者との関係を客観視できなくて、周りが到底無理と言っているのに円満を申し立てるという方が20～30年前は圧倒的多数でした。そういう3番目のパターンの方があまり最近来なくなったし、裁判所も、そのようなケースは調停では難しいということになってしまいます。そういうことで、段々と制約的になったのか分かりませんが、円満の申立てがなくなってきました。受付の幅は広がったにもかかわらず、現実には申し立てられる事件は減っている現状をみて、今後どうなるかなと思ったときに、私が「パートナー」と書いたのは、婚姻届を出している方、あるいは内縁関係の方だけではなく、同性婚も含めて、円満や解消等、そういう形のものが求められていくのかなと考え、パートナーとの関係調整と書かせていただきました。

また、高齢の親をめぐるきょうだいげんかとしたのは、30数年間裁判官をやっている間、様々な形ではありますが、申立てが常にあったにもかかわらず、ぴったりする手続がないのです。よくある事例としては、一方が親を施設に入れて、それがどこか教えてくれないから親に会えなくなってしまい、なんとか会いたいと、そういうようなものが様々な形で裁判所に申立てが来ていたし、今も来ています。このような状況に

ついて、家事調停というのが有り得るのかなと思って書いてみました。
この点について〇〇委員お願いします。

- 現在の高齢化社会の中で、親を巡るこのような争いは、実は結構あります。今は、親族間の紛争調整調停というものが出てきていて、先ほどの事例でいえば、この調停で、親の施設がどこか教えてほしいというような申立てがあり得ます。子どもの監護養育を巡る争いはかなり制度が整っている一方で、親を巡る争いは、結局調停を利用しても、任意の調整をするしかないような状態です。おそらく、ニーズはかなり大きいにもかかわらず、法的な手当てがないのです。調停で任意の調整ができなかった場合でも、人事訴訟の対象であれば訴訟ができますし、養育費等の審判ができる類型のものがありませんが、親を巡る争いには、そういったものが全くない。結局拗れてしまって、最後に親が認知症になってしまって、後見開始の申立てにもなってしまうようなことがあります。ここまで行ってしまう前に何か、このような問題について家裁の方でお互いの譲歩を求める以外のところで、後見的な、国家が関与するなどして、若干強制的な要素があるような制度ができないかなと思っております。少子化高齢化がどんどん進んでいく中で、紛争が未熟な段階で何とかできないかなと、何かきっかけが見つけられないかなと思っております。

■ この点、〇〇委員はいかがですか。

- 私は民事の調停委員をやっております、きょうだいと親との関係を巡って申し立てられた調停を担当したこともあります。調停の段階まで来ると、きょうだい関係や親子関係がかなり拗れてしまっていることが多いですから、それを事前にとというのはかなり難しいと感じます。きょうだいそ

れぞれに積年の思いのようなものもあったりしますから、日頃からのきょうだい関係がかなり影響すると思っております。

■ では、〇〇委員はいかがですか。

○ 銀行では少なくとも、お話が出たような話というのは、直接業務において耳にすることはありません。相続が発生してから問題が起こるケースというのはたまに聞きますけれども、今出たような話は経験がないです。

■ 〇〇委員はいかがですか。

○ 私は大学で臨床心理相談室というところの室長をやらせていただいています。相談室に来る相談の中で、調停の話題が出ることも時々あります。相談室に相談をするということは、皆さん不満を持っていることが多いです。やはり当事者がどこまで納得するかということが、一つ大事な点なのではないかなと思います。方法論としては、新しいものをいろいろと出していけるのでしょうか、最終的に、当事者の納得や思いはどこまで収めることができるのか。それができないと、調停で結論は出たけれども、納得していませんという方が増えてしまうなと思っております。

■ 今後の課題の中で、過去に形成したマイナスイメージをどうやって払拭するかということも、重大な事項であると私も認識しております。

〇〇委員はいかがですか。

○ 今までの議論を聞いていて、感じたことを申し上げます。この先10年間、このまま裁判所が進んで行くと、10年後には社会から置いてけぼり

になるなというのが率直な感想です。我々は中期経営計画をこれまでずっと5年間でやってきたものを、この先5年間は見通せないということで、今年の4月からは3年間になりました。おそらく10年後の社会経済状況の姿は想像を超えるものだと思いますから、10年先を見通すのは難しいです。今言えることは、手続をすごく簡単にさせていただきたいということです。例えば、調停委員の他にサポーターのような人を制度化すべきだと思っています。総合病院などに行くと、ポイントポイントにそういう方が立っていて、手続で困っている患者さんたちに、手取り足取り教えてくれる方がいます。そういう、かゆいところに手が届くような、アドバイス等をしてくれるような方を制度化できないかなと思いました。

■ ありがとうございます。では、〇〇委員いかがですか。

○ 私には高齢の母親がいますけれども、もう親は誰かが責任を持ってみる。私は長男だからかわからないですけど、親は面倒みるものだと、きょうだいも兄貴頼んだと、うんそうかというようなことでやっていて、そういう制度もいい部分もあったのかと思いながら話を聞かせていただきました。

それから二つ目に、こうなったらいいなという話をさせていただきます。私は保護司をやっております、保護司は対象者を預かります。長い場合で5年預かりますが、短い場合は半年しか預からずに、1回か2回しか面接指導ができないこともあります。5年預かる場合でも、2年位で、もうこの後は大丈夫じゃないかと思える対象者もいますし、半年で期間が終わってしまって、この後心配だなと思う対象者もいます。そこで、一番のこうなったらいいなというのは、保護司は、この対象者はこうだと処遇が決まっているものに沿って指導していくことになるのですが、様々な関係が

あることは重々承知ですけれども、保護司が毎月上げている報告書等に沿って、少し対象者の処遇が変わると保護司制度も柔軟になっていいのかなと思っております。

■ ありがとうございます。では〇〇委員はいかがですか。

○ 私は児童福祉施設の関係ということで、直接今まで出たお話とは少し違うかもしれませんが、子ども達を巡る部分でいうと、子どもたちの権利を守るとか、最善の利益のためにとかが、我々の中では言われています。そこから、こうなったらいいなというのは、おそらくもうすぐ始まりますが、子どもの権利を守るために司法の管理を、ということです。一時保護に関しては、司法の判断を仰ぐという方法が一つとられるようになると思いますので、そうなったときにはスピーディーにと思います。我々の業界は曜日や時間に関係なく、24時間365日動いていますから、裁判所ともそのところをうまく連携して、運用していければいいなと思っております。

もう一つは、子どもの権利を守るためには、親権の問題をもう一度問わなければならない時代になってくると思います。今は、子どもが親を選べないので、常に親目線で子どものことを選択されてしまうという現実があります。そろそろ子どもが親を選べるようなシステムが、常にではなくとも、レアなケースとしてあってもいいのかなと思います。現実には、もう親と縁を切りたいという子どもがいる事実がありますので、そんな方法が今後でてくると、子どもの利益になる可能性が高いです。そんなことを我々の業界は望んでいると考えています。

■ ありがとうございます。〇〇委員はいかがですか。

- 先ほどの御説明の中にもありましたけれど、ウェブでのオンライン調停が試行的に始まるということなので、10年後ではなくて、もっと近い未来のことだと思うのですが、調停だけでなく様々な手続が身近になってくれば良いだろうなと思っています。そうした中で、私は教育の立場なものですから、子どもの福祉の向上という観点で考えてきたのが、子どもに対して、オンラインでの意見聴取ができて、年齢、発達段階や環境に応じて、子どもが意見を表明する機会が増えれば、それは望ましいことだろうと思っています。児童の権利条約でも、自己に影響を及ぼす、自己について表明する意見は、聴取され、それ相応に考慮されるべきというような規定があります。子どもが親を選べるようになればという〇〇委員の御発言がありました。いろいろ課題はあると思いますが、そういったオンラインでの聴取等が進んで行けばいいのかなと考えています。

■ ありがとうございます。〇〇委員いかがですか。

- こんな内容の紛争解決方法が成熟すればいいなというところでは、先ほど〇〇委員からお話がありましたが、扶養でもなく、後見開始の申立てでもないというような、手続のテーマからは少し離れた目的の調停を担当することが最近はあります。その辺が整理されて、事件類型になればと思っています。

それからもう一つ、非常に難しいと思いますが、Wi-Fiが待合室等にあると、当事者や代理人が、そこで時間を無駄にせずに使えるというのはあるのではないかと考えております。

■ ありがとうございました。

家事調停制度というものがこの世の中にあるということ、まず知って

もらわないことには社会のニーズをくみ上げようがないということで、広報活動を充実させるべきじゃないかと思っております。特に子どもの法教育はいろいろ言われていますが、その中で家事調停という名前はなかなか出てこないですね。自分たちの紛争を解決することにもつながるのだということを、中学生や高校生の皆さんにも知っていただいた方がいいのではないかと思います。

また、法的な裏付けがあって、強制的に執行することができる養育費や、間接強制ができる面会交流等のように、調停前には具体的な法的裏付けがないものについても、まず我々裁判所職員がよく紛争の内容を聞いて、それをどうしたら解決できるかと考える柔軟な思考が必要なのではないかと思います。

そして、先ほど出ましたが、かなり調停制度に対してマイナスなイメージを持っている人たちがいると思います。それをどうやって払拭するかということで、一つひとつの事件でまずそのような思いをさせない、よく話を聞くということをまずは行う。ただ何度も繰り返し裁判所に足を運んでも、全然話が進まないということでは困るので、効率的にお話を聞きましょうということに今取り組んでいます。

本日は、様々な貴重な御意見を頂きまして、誠に有難うございます。本日頂きました御意見も含めて、裁判所としてさらなる改善に取り組みたいと思っております。

当庁では、今年の9月に本日のテーマと関連する内容の調停制度100周年記念行事を予定しております。その中の講演については、Zoomによるオンライン配信を予定しておりますので、お時間が許すようでしたら、ぜひ御参加いただければ幸いです。チラシが完成しましたら皆さんに送付させていただきますので、御覧いただくと共に、できましたら皆様の所属団体の方々や関係先の方々にもお渡しいただいて、周知に御協力いただけ

ますと大変ありがたく存じますのでよろしくお願いいたします。